

消費税セミナー及び税務相談会開催のご案内

消費税改正のポイントと対応策

共催：佐賀商工会議所・佐賀税務署

参加料無料

消費税課税対象事業所になっていませんか!?

消費税法の一部が改正され、平成 16 年 4 月 1 日から適用されています。平成 15 年の課税売上高を今一度ご確認ください。**1,000 万円を越えている事業所**は、平成 17 年度分の申告のときに課税事業所として消費税を納める必要が出てきます。この講習会では、消費税の基本的なことから、本則課税と簡易課税、記帳方法など実務的なことまで税理士から説明が受けられます。また、講習会終了後、個別の相談会も行います。この機会に消費税を正確に把握し、申告に備え早めの準備をお勧めいたします。

日時 消費税セミナー及び税務相談会

コース	セミナー		相談会	コース	セミナー		相談会
1	11月24日(水)	10:00	11:30~	5	12月7日(火)	10:00	11:30~
2	11月24日(水)	14:00	15:30~	6	12月8日(水)	14:00	15:30~
3	11月25日(木)	18:30	20:00~	7	12月9日(木)	10:00	11:30~
4	11月29日(月)	14:00	15:30~				

講習会終了後、税理士等による個別相談会を開催します。

相談会をご希望の方は申込書の該当欄にご記入の上お申込みください。

開催場所 佐賀市文化会館

定員 各コース120名

定員を超えた場合お申込みのコースを変更させて頂く場合もございます。

佐賀市日の出一丁目 21-10 TEL0952-32-3000

講師 税理士 田中俊礼氏，税理士 友貞源蔵氏，公認会計士・税理士 迎 強氏

【問合先・申込先】 佐賀商工会議所総務課 TEL 0952-24-5155 FAX 0952-26-2831

消費税セミナー／申込用紙

事業所名			受講コース	
部署・役職名			個別 相談 会	・希望する ・希望しない ○をつけてください
出席者名				
事業所住所				
事業所TEL	事業所FAX			